

議案第98号

石垣市まちなか交流館ゆんたく家指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 石垣市まちなか交流館ゆんたく家
- 2 指定管理者となる団体 石垣市字大川203番地
石垣市中央商店街振興組合
理事長 金城 広重
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月4日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。